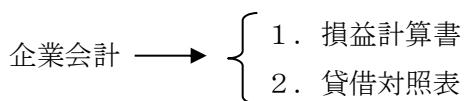


III. 財務情報(収支計算書、貸借対照表他を除く)

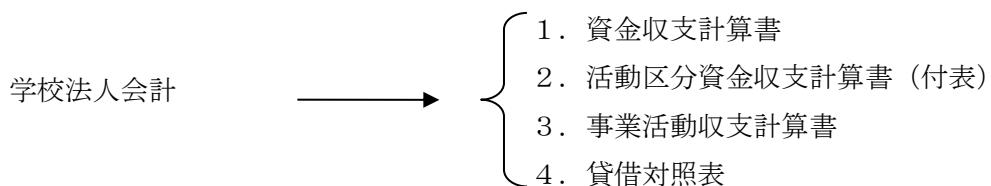
1) 学校法人会計とは

企業会計は、利益計算を目的に、一定の期間ごとの損益計算によって企業の経営状況を明らかにすることを趣旨としますが、学校法人会計では、学生の入学者数により収入金額がほぼ確定し、授業料として先取り徴収できるという点で企業会計とは大きく異なる収益構造から、中長期的な収支の均衡が重視され、教育研究活動が適正に行われたかどうかを把握することが目的となります。平成25年4月には、一般的により分かりやすく、社会に対する説明責任を果たすことを目的に「学校法人会計基準」の改正がなされました。

つまり、企業会計は、株主、経営者、債権者等の利害関係者に対して、会社の財政状態および経営成績を明らかにするために、期間損益計算を行い、損益計算書、貸借対照表の2つの決算書を作成します。



一方、学校法人会計では、教育研究活動を中心とした学校の全活動の状況を計算書類で明らかにするために、私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）第47条に基づき、「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」及び「事業計画書」を作成し所轄庁に届けを行います。また、これら計算書は私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号）第14条の規定に従い公認会計士又は監査法人による監査を行い、監査報告書を添付することが義務付けられています。さらに、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に、学校法人が作成しなければならない計算書類として、①「資金収支計算書」並びに「資金収支内訳表」、「人件費内訳表」及び②「活動区分資金収支計算書」、③「事業活動収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」、④「貸借対照表」及び「固定資産明細表」「借入金明細表」「基本金明細表」が規定されています。



学校法人会計では、企業会計の「損益計算書」に相当するものが、「事業活動収支計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」に相当するものが、「活動区分資金収支計算書」になります。

私立学校は、個人の寄附により設立されることから自主性を尊重され、学校運営を自立的に行う性質がある一方で公教育の一翼を担うという公共性を高く有するものであります。公的教育機関としての社会的説明責任を果たす観点から教育情報を公開するものとし、平成22年6月15日に学校教育法施行規則の改正が公布されました。このことにより大学等が行う教育や研究活動の遂行、学生生徒の入学・在籍状況、卒業後の進路等、また、施設設備及び教職員等の教育組織・研究業績、併せて財務状況の公開が求められ、これら計算書類は、学校のホームページなどを通じて広く社会に公開することが求められています。社会的信用に対する責任を持つことも学校法人には必要とされています。